

福利厚生事業の見直し

地方公共団体の福利厚生事業(※1)については、「地方行革新指針(H17.3.29)」及び「新地方行革新指針(H18.8.31)」(※2)を受け、着実に見直しが進んでいる。

○職員互助会への補助金支出額については、平成22年度予算において、**約84%削減**(対16年度決算比)している。

【職員互助会への補助金額の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度			
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	対16年度 決算比	予算	対16年度 決算比	対21年度 決算比
都道府県	311億円	249億円	125億円	100億円	66億円	42億円	▲86.5%	20億円	▲93.6%	▲51.2%
市町村・一部事務組合	530億円	318億円	221億円	191億円	159億円	130億円	▲75.5%	117億円	▲77.9%	▲10.0%
うち指定都市	172億円	81億円	58億円	50億円	41億円	31億円	▲82.0%	22億円	▲87.2%	▲29.0%
地方公共団体計	841億円	567億円	346億円	291億円	225億円	172億円	▲79.5%	137億円	▲83.7%	▲20.3%

注)・平成22年7月31日時点の速報値であるため、今後数字の異動がありうる。

・平成16年度以降に指定都市に移行した団体の補助金支出額については、比較可能とするため、平成16年度から「うち指定都市」欄に計上。

○職員互助会への補助金支出を廃止した団体数は、平成16年度決算においては、835団体(都道府県4、指定都市1、市町村・一部事務組合830)であったが、平成22年度予算においては、1,172団体(都道府県32、指定都市3、市町村・一部事務組合1,137)と**約29%増加**している。

※1 地方公共団体の福利厚生事業は、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体が、民間企業と同様、雇用主として実施しているもの。職員互助会への補助金は、地方公共団体が職員互助会を通じて福利厚生事業を実施するために支出している。

※2 新地方行革新指針(地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(H18.8.31))には、下記のとおり記載されている。

4 その他

(1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。